

【別紙】

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例案要綱
 に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

実施期間:令和5年9月19日(火)から令和5年10月19日(木)まで

意見等の件数:1人から計1件

提出された意見等の内訳

項目		件数	反映数
第2条	定義		
第8条	中小企業活性化施策の基本		
	第2項 中小企業による自らの成長を目指す取組等の円滑化		
	第3項 中小企業の人材に関する取組		
	第4項 中小企業の経営基盤の強化		
	第5項 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動		
第18条	滋賀県ちいさな企業応援月間	1件	0件
合計		1件	0件

No.	案への御意見等(要約)	県の考え方
第18条		
1	<p>「滋賀県ちいさな企業応援月間」を10月から7月に変更することについて、月間にこだわらず、「通年応援」、「年4回にする(四半期応援)」にできないか。10月または11月は年末年始に向けた消費喚起の効果が期待できる時期であること、2月または3月は年度末および年度初めならびに5月連休に向けた消費喚起の効果が期待できる時期であること、夏季休暇期間の消費喚起が業績に繋がらない中小企業もあることを考慮したうえで変更するのか。主にデジタル空間での支援とし通年支援または四半期ごとに応援期間を設けることが良いのではないかと。また、期間変更の効果を検証できるような体制を求める。</p>	<p>「滋賀県ちいさな企業応援月間」については、時期を定めて効果的な周知啓発を図るものであり、国の「中小企業魅力発信月間」と同時期に一体的かつ効果的に実施することが適当と考えますので、原案のとおりとします。</p> <p>その上で、ご意見を参考とさせていただき、年間を通じて中小企業の魅力や施策の情報発信に努めてまいります。</p> <p>また、応援月間の変更による効果については、毎年度、中小企業者へのアンケート調査や関係団体との意見交換等を行うことにより、その効果を検証してまいります。</p>